

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 1 回運営小委員会
議事録

令和 7 年 7 月 11 日
15 : 40 ~ 16 : 00
千葉労働局 1 階会議室

令和7年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会

1 日時 令和7年7月11日（金）15：40 ～ 16：00

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大竹委員、小野委員、村上委員

労働者委員

大谷委員、鈴木委員、中島委員

使用者委員

坂元委員、高橋委員、古山委員

4 議題

（1）委員長、委員長代理の選出

（2）令和7年度千葉地方最低賃金審議会の運営について

（3）意見陳述について

（4）その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

（賃金室長）

ただいまから、令和7年度第1回運営小委員会を開催いたします。

本日は、第1回目の運営小委員会でございますので、最初に、議題（1）の委員長及び委員長代理を選出していただきたいと存じます。

先ほどの本審議会におきまして、ご了承いただきました、運営小委員会運営規程第4条により、委員長及び委員長代理は公益委員の中から選出いただくこととなります。

つきましては、本日、冒頭で行われました公益委員会議におきまして、委員長に村上委員、委員長代理に大竹委員ということでしたがお諮りいたします。

いかがでしょうか。

《異議なし。結構です。旨の声》

(賃金室長)

ご賛同いただきましたので、運営小委員会の委員長に村上委員、委員長代理に大竹委員が選出されました。

これからの議事運営につきましては、村上委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

本日の主要課題は、今後の具体的な審議日程、運営等について、ご確認をいただくということですので、事務局から説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

先ほどの本審議会におきまして、審議日程(案)をお示しさせていただきましたが、千葉県最低賃金につきましては、本審議会にお諮りした審議日程で進めさせていただきますと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、中央最低賃金審議会の審議状況等により、日程に変更が生じる場合は、委員の方々には速やかにご連絡を申し上げます。

続いて、特定最低賃金の必要性審議にかかる特別小委員会の日程でございます。

資料No.3をご覧ください。

第1回目を8月4日午後1時15分から、第2回目を8月21日午前9時30分から予定しております。

なお、8月5日の第3回県最賃専門部会が継続審議となり、予備日の8月7日に県最賃の答申があった場合は、第2回目の特別小委員会は8月21日ではなく、8月25日に予定しております。

審議日程案につきましては、以上のとおりでございますので、ご承認をいただきたく存じます。

(委員長)

ただいま、事務局から本年度の審議日程案について説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

《(意見) ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、千葉県最低賃金の審議及び特定最低賃金の審議につきましては、事務局案の日程で進めてまいります。

事務局は、改めて各委員に連絡をしてください。

次に、千葉県最低賃金に関する関係労使からの意見聴取につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

意見聴取につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

決定要覧の 158 ページに条文の記載がございますので、よろしければご参照ください。

千葉県最低賃金の意見聴取・意見陳述について説明します。

最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項の規定により「最低賃金審議会は意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち、適当と認めるものをその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」とされております。

まず、先ほどの本審議会において、千葉県最低賃金の意見陳述の要望があった場合、審議会は、意見聴取を実施するとの決定をいただいたところですので、早速、陳述・聴取の実施方法についてお諮りいたします。

まず、千葉県最低賃金の意見発表、意見の陳述をされる方の人数につきまして千葉では例年おおむね、1 団体 1 名程度、合計 4 名以内程度としておりました。

また、要望多数の場合は、組合・団体等の規模、組織率などを考慮のうえ、会長と相談して陳述される方を決定しておりました。

なお、意見発表、陳述の 1 名あたりの時間は 7 ～ 8 分を目途としておりました。

意見聴取の場としては、例年第 2 回目の本審議会では実施されております。

想定外の事象が生じた場合には、時間の制約などの点から、改めて会長にご相談をさせていただいたうえで決定したいと考えております。

(委員長)

ただいま、事務局から千葉県最低賃金に関する関係労使からの意見陳述の方法などについて説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

《(意見) ありません。旨の声》

(委員長)

今までに意見陳述の要望があったのですが、応募者多数のために今回は諦めてくださいみたいなことはあったのでしょうか。

(賃金指導官)

今までは諦めてくださいということはありませんでした。

ただし、本年、現在までに意見を述べたいという話が入っております。

本気度というものではありませんが、実際に意見陳述をしますかと確認した場合にどれだけの方が述べるつもりなのかは分かりませんが、本年は増えることを想定はしております。

審議会の時間の都合もあるので、人数が増える場合には一人当たりの時間を短くして、意見陳述の所要時間を全体で 30 分程度になるように調整する必要があるかと考えているところです。

(委員長)

そのような事態が生じた場合には、改めて協議するということになりますね。

(賃金指導官)

はい。

(委員長)

意見陳述の方法などについて、他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか

《(意見) ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、千葉県最低賃金にかかる「意見陳述」については、従来どおり、意見発表者の数は 4 名程度以内を目途とし、陳述時間については一人当たり 7 分から 8 分程度、日程確保の問題もございますので、8 月 1 日の本審議会にて実施することといたします。

なお、想定外の事象が生じた場合には、時間の制約などの点から、改めてご相談をさせていただいたうえで、組合の規模などを考慮して決定したいと思います。

続いては、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

千葉県特定最低賃金につきましても、先ほどの本審議会において、意見陳述を実施するとの決定をいただいたところでございます。

昨年度は、第2回本審議会において、千葉県特定最低賃金の決定、改正決定の必要性についての諮問がなされ、そこで、意見陳述の場を設けるかどうかについてお諮りし、その結果、第1回特別小委員会において、6業種について4団体4名の方が意見陳述を行いました。

今年度につきましても、改正を申出た関係労使等から意見陳述の申出があった場合には、8月4日の第1回特別小委員会に陳述の場を設けることとして、これを8月1日の第2回本審議会に諮ることとしてよろしいか、ご審議いただきたく存じます。

なお、想定外の事象が生じた場合には、時間の制約などの点から、改めて会長にご相談をさせていただいたうえで、組合の規模などを考慮して決定したいと考えております。

(委員長)

ただいま、事務局から千葉県特定最低賃金に関しての意見陳述について説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様、何かご意見ありますでしょうか。

《(意見) ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、事務局の説明どおり意見陳述の申出があった場合には8月1日の第2回本審議会において、審議することとし、仮に意見陳述の場を設けることとなった場合には、日程確保の問題もございますので、8月4日午後1時15分からの特別小委員会にこの場を設けることとします。

続きまして、専門部会における公開・非公開の是非についてご意見を伺いたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

専門部会の公開状況についてご説明申し上げます。

A4横1枚の資料「令和6年度における審議会議事及び議事録の公開状況等」

をご覧ください。

千葉の専門部会の列をご覧ください。

先ほど、本審においては、本審の公開について審議がございました。ここでは専門部会のほうの公開について説明します。

千葉県最低賃金専門部会は、会議の傍聴は1回目を除き非公開、2回目は金額審議に入ることから非公開、議事録は2者協議を除き、公開としております。

これは令和5年度の小委員会において公労使で合意いただいているもので、以降変更がございません。

なお、他の都道府県においても同様の状況も見られるところです。

続いて、審議会資料No.1-3「千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規定」の第6条をご覧ください。

「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができ。」とされております。

以上を踏まえまして、専門部会の公開の是非について、ご審議をいただきたくお願いいたします。

(委員長)

事務局の説明をふまえ、ご意見を頂戴いたします。

何かご意見ありますでしょうか。

《(意見) ありません。旨の声》

(委員長)

ご意見ないようですので、従来同様に千葉県最低賃金専門部会は、会議の傍聴は1回目を除き非公開、2回目は金額審議に入ることから非公開します。

また、議事録は2者協議を除き、公開することといたします。

最後になりますが、議題(5)の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(賃金室長)

ございません。

(委員長)

委員の皆様はよろしいでしょうか。

《(意見) ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、特にご意見などないので、これで閉会とさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。